

# 要求書に係る意見に対する見解 (補足説明)

鳥取県西部広域行政管理組合事務局  
ごみ処理施設整備課

# 目次

• 整理番号①関連	基礎杭の施工費について	4
• 整理番号③関連	煙突排ガスの影響について	8
• 整理番号④関連	困饒景観について	12
• 整理番号④関連	フォトモンタージュの比較について	14
• 整理番号⑤関連	混雑度について	18
• 整理番号⑤関連	山間部での施設設置について	24
• 整理番号⑩関連	選定経過の透明性について	28



# 基礎杭の施工費について

(整理番号①「事業の実行性」関連)

## ◆彦名校区自治連合会の意見（第3回意見調整委員会）

- 第3回意見調整委員会資料「資料1（補足資料）経済性の評価について」P.8【基礎杭の工事費を考慮した概算コスト】における基礎杭の施工費の算出根拠を示してほしい。

## ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 杭施工費の試算については、コンサルタントが設計された過去の設計事例（建設工事着手：令和元年）から1 mあたりの杭の施工費及び1 m<sup>2</sup>あたりの杭の施工本数を参照し、1本の杭の長さは、近傍の土質ボーリングデータを参照し、支持層までの深さを想定した。

### 【与条件】

- 施設面積
  - ①可燃ごみ処理施設 : 5,400m<sup>2</sup>
  - ②不燃ごみ処理施設 : 3,000m<sup>2</sup>
- 1 mあたりの杭の施工費 : 47.5千円/m
- 1 m<sup>2</sup>あたりの杭の施工本数 : 0.06125本
- 支持層までの深さ : 彦名町 35m、尾高・日下 9m

※設計実績 杭の数量245本／建築面積4,000m<sup>2</sup>

# 杭施工費の試算結果

## 彦名町Aプラン

### ①可燃ごみ処理施設

総杭長： $5,400\text{m}^2 \times 0.06125\text{本}/\text{m}^2 \times 35\text{m} \doteq 11,600\text{m}$

施工費： $11,600\text{m} \times 47.5\text{千円}/\text{m} \doteq 551,000\text{千円}$

### ②不燃ごみ処理施設

総杭長： $3,000\text{m}^2 \times 0.06125\text{本}/\text{m}^2 \times 35\text{m} \doteq 6,400\text{m}$

施工費： $6,400\text{m} \times 47.5\text{千円}/\text{m} \doteq 304,000\text{千円}$

合計（①551,000千円+②304,000千円） $\times 1.1 \doteq$  **941,000千円**

## 尾高・日下Aプラン・Bプラン

### ①可燃ごみ処理施設

総杭長： $5,400\text{m}^2 \times 0.06125\text{本}/\text{m}^2 \times 9\text{m} \doteq 3,000\text{m}$

施工費： $3,000\text{m} \times 47.5\text{千円}/\text{m} \doteq 142,500\text{千円}$

### ②不燃ごみ処理施設

総杭長： $3,000\text{m}^2 \times 0.06125\text{本}/\text{m}^2 \times 9\text{m} \doteq 1,700\text{m}$

施工費： $1,700\text{m} \times 47.5\text{千円}/\text{m} \doteq 80,750\text{千円}$

合計（①142,500千円+②80,750千円） $\times 1.1 \doteq$  **246,000千円**



# 煙突排ガスの影響について

(整理番号③「最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性」関連)

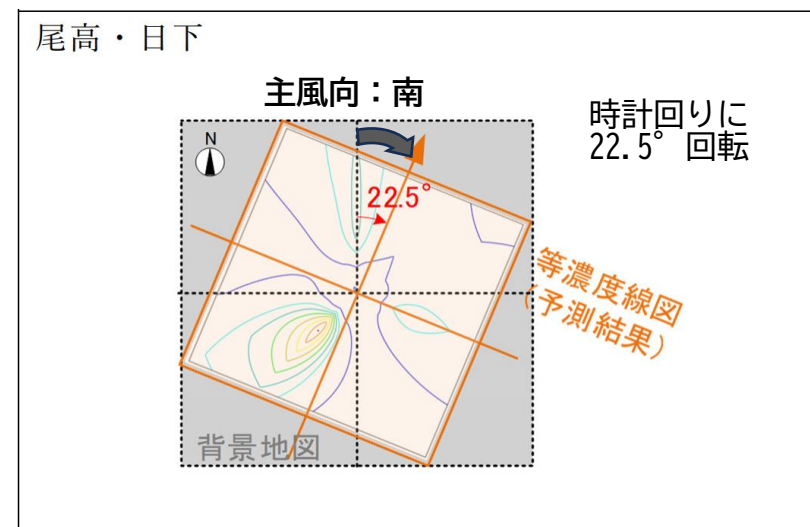
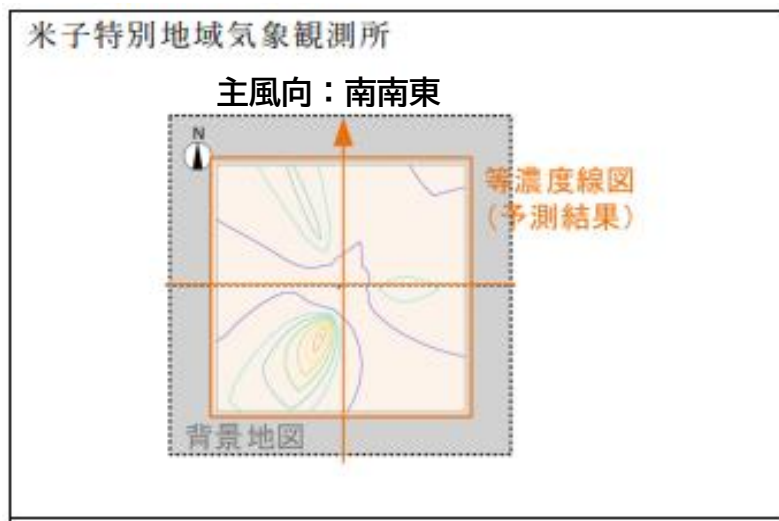
## ◆意見調整委員会委員からの質問（第3回意見調整委員会）

- 尾高・日下には、800m離れたところに煙突の高さと同程度の標高に住宅地がある。その方向に年間を通じてどのくらいの割合で風が吹くのか。



## ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 大気拡散予測に用いる気象条件は、米子特別気象観測所（日射量については松江地方気象台）の令和3年度の1年間の風向・風速などの気象データをベースにしている。
- 米子特別地域気象観測所における令和3年度の1年分の気象データを尾高・日下における1か月間の気象調査の結果を比較し、それにより得られた主風向の変化度合いから風向きを補正（時計回りに $22.5^\circ$ ）し、尾高・日下の気象データとした。
- 煙突の高さと同程度の高さで800m離れたところにある住宅地の方向は煙突から見て北東から東北東の方向で、そこへ向かって南西及び西南西の風が吹く割合は、約10%である。



# 尾高・日下における風向の予測

- 尾高・日下において、煙突と同程度の高さにある住宅地がある方角（北東及び東北東）に吹く風（南西及び西南西）が出現する割合は約10%である。



尾高・日下における年間風向別割合

風向	割合(%)
北	1.7
北北東	3.2
北東	8.3
東北東	8.5
東	4.1
東南東	2.7
南東	3.5
南南東	12.4
南	17.5
南南西	8.5
<b>南西</b>	<b>5.1</b>
<b>西南西</b>	<b>4.6</b>
西	5.8
西北西	7.0
北西	4.9
北北西	1.6
静穏	0.6
期間合計	100.0



# 囲繞景観について

(整理番号④「最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性」関連)

## ◆意見調整委員会委員からの質問（第3回意見調整委員会）

- 資料1の5ページ「囲繞景観とは、眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観のことで、事業予定地近傍における地域の人々が日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきたものなどを考慮して、当該地域における身近な景観を把握することとされており、」という記述も環境影響評価技術指針に記載されているものか。

## ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

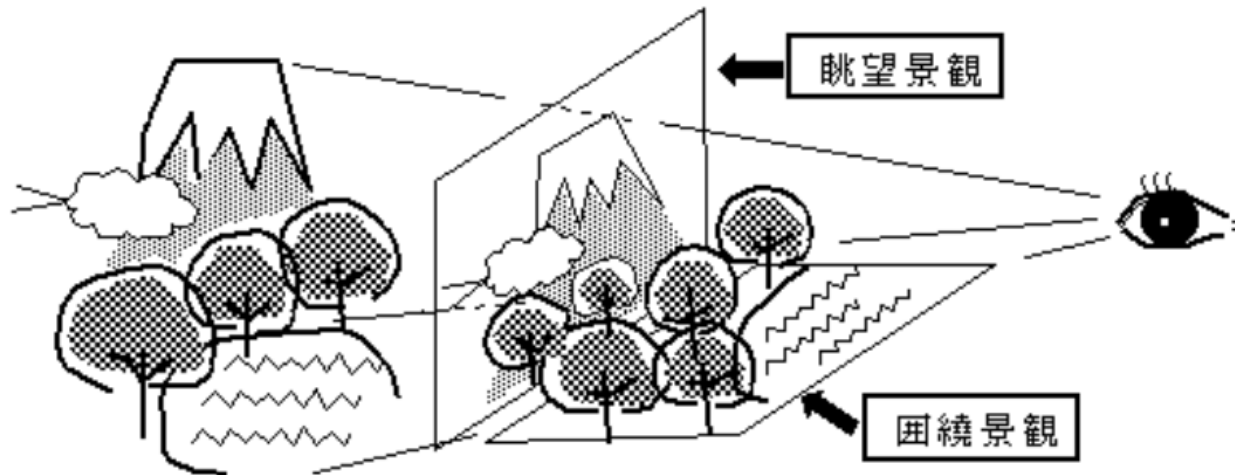
- 鳥取県環境影響評価技術指針及び解説（平成25年4月）に記載されている。

(参考)

(4) 主要な<sup>によう</sup> 圍繞 景觀の状況

事業予定地近傍において地域の人々が日常的に利用している場所や、地域の人々に古くから親しまれてきたものなど、地域の生活に密接に関わっている「日常の場」を考慮して、当該地域における身近な景觀（日常的な眺めの特性、「<sup>によう</sup> 圍繞 景觀」）を把握する。

なお、「<sup>によう</sup> 圍繞 景觀」とは、下図に示すとおり眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景觀のことで、山々に囲まれた盆地状の景觀、農地の中に農家が散在する景觀、歴史的な施設の散在する景觀などとして捉えられる景觀のことである。



引用：鳥取県環境影響評価技術指針及び解説（平成25年4月）

# フォトモンタージュの比較について

(整理番号④「最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性」関連)

## ◆彦名校区自治連合会の意見（第3回意見調整委員会）

- フォトモンタージュの撮影地点から施設までの距離が、建物の大きさと比較しておかしいと感じる。（彦名町地内の撮影地点から施設までの距離と、尾高・日下地内の撮影地点から施設までの距離を比較すると、彦名町地内の方が距離が近いにも関わらず、建物が小さく見える。）



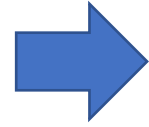
## ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 本調査の目的は、調査対象地ごとに、施設が整備される場合の「従前」と「整備後」で周辺の景観に与える影響の度合いを予測したうえで、彦名町地内、尾高・日下地内のどちらがより影響が大きいかについて相対評価を行うことである。
- 因饒景観の変化についてのフォトモンタージュ（資料3、P.35～38）は、因饒景観における眺望点及び景観資源への影響を予測するものであり、具体的には、①施設が眺望点から正面に見えるのか見えないか、②施設の外輪がスカイラインを超えるか超えないか、③代表的な景観資源に影響するかしないかについて、各眺望点における景観が施設の設置の前後でどのように変化するかを判定しやすくするために作成したものである。
- したがって、各眺望点から施設がどのような大きさで見たとしても評価に影響しない。

### 【調査結果】

彦名町地内	尾高・日下地内
<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の通行（県道47号線）において右手・左手方向に見える。</li><li>・施設の外輪がスカイラインを超える。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の通行（県道53号線）において施設が正面に見える。</li><li>・施設の外輪がスカイライン（空と山の稜線）と同じレベルである。</li><li>・代表的な大山の景観に影響する。</li></ul>

【米子市尾高・日下地内】



施設設置の前後で景観に  
どのような影響を与える  
かを比較するためのもの



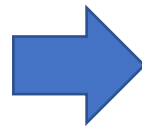
【従前】

【整備後】



別の眺望点における施設の  
サイズを比較するものでは  
ない

【米子市彦名町地内】







# 混雑度について

(整理番号⑤「最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性」関連)

## ◆彦名校区自治連合会からの質問（第3回意見調整委員会）

- 混雑度が1のときは、具体的にどういう状態なのか。1を超えるとどうなるのか。

## ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 国土交通省は、道路の計画、建設、維持修繕その他の管理などについての基礎資料を得ることを目的として、全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の一環で、全国の道路の交通量及び道路現況等を調査している。
- 混雑度とは、現道の交通状況を評価する指標の一つで道路の交通容量に対する交通量の比で表され、数字が大きくなるほど、混雑する可能性が増加する。この数値が1を超えるときは、昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間ある状態となる。
- 混雑度が1.0の時は、ピーク時において連続した車列ができるが、ノロノロすることなく走行することができる状態、平常時は走行車両の間隔が大きくスムーズに走ることができる状態。

$$\text{混雑度} = \text{交通量 (台/12h)} / \text{交通容量 (台/12h)}$$

道路の交通容量とは、

道路が、ある時間に自動車を通し得る能力。ある道路条件（車線数、車線幅員など）と、交通条件のもとで、一定の時間内にある断面を通過できる自動車の最大数をいう。

交通量とは、

道路交通センサス、又は独自の交通量調査結果より得られる自動車交通量をいう。

- 最終候補地調査では、朝方及び夕方の通勤時間帯における交通渋滞への影響を把握するため、午前7時から午後7時までの時間帯別の混雑度を算出し渋滞予測を行った。

$$\text{時間帯別の混雑度} = \text{交通量 (台/h)} / \text{交通容量 (台/h)}$$

## 最終候補地調査の結果（尾高・日下地内）

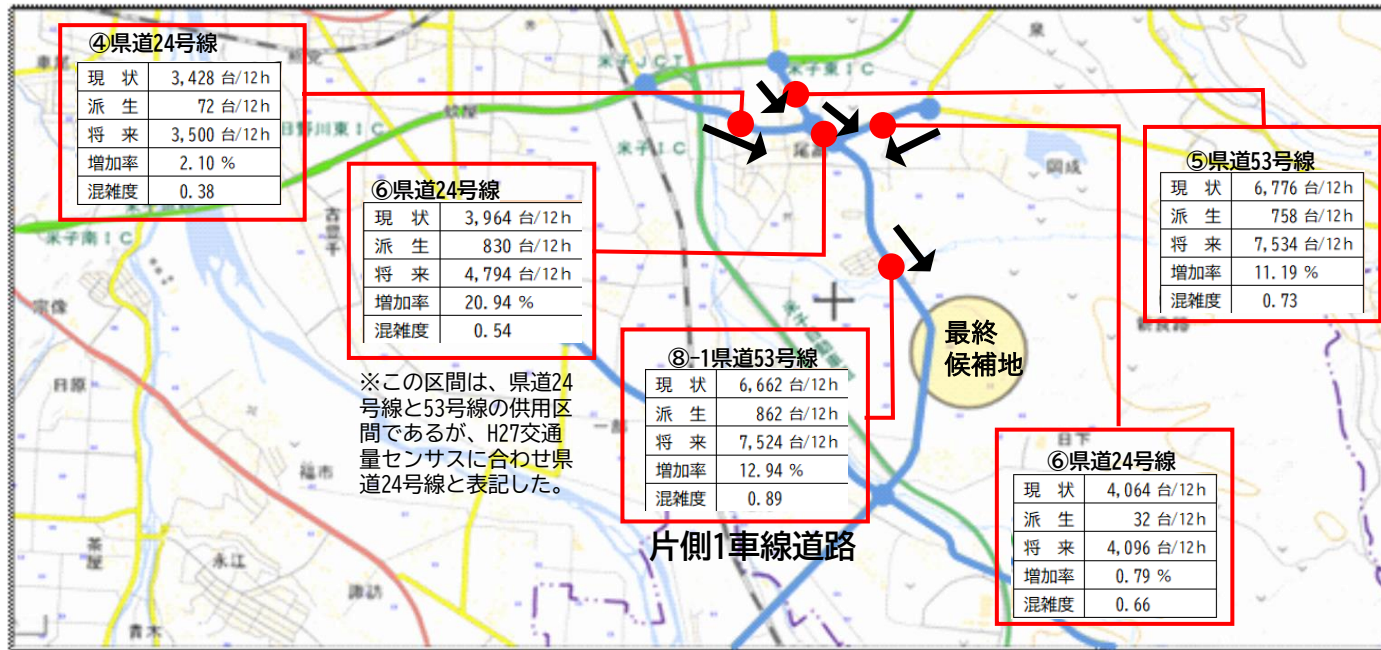
- 合計9区間の混雑度は、**0.38～1.06**の範囲であり、1を超える区間があると予測された。
- さらに、時間帯別の混雑状況を見ると、以下のとおりであった。

<現状で1を超える路線と時間帯>

調査路線⑧-1	8:00～9:00
調査路線⑧-2	8:00～9:00
調査路線⑨	7:00～9:00
調査路線⑨	16:00～19:00
調査路線⑩	7:00～8:00

<1を超えると予測された路線と時間帯>

調査路線⑧-1	10:00～11:00
調査路線⑨	10:00～11:00



## 最終候補地調査の結果（彦名町地内）

- 合計4区間の混雑度は、**0.39～0.49**の範囲であり、現状で1を超える路線と時間帯及び1を超えると予測される路線と時間帯は無かった。

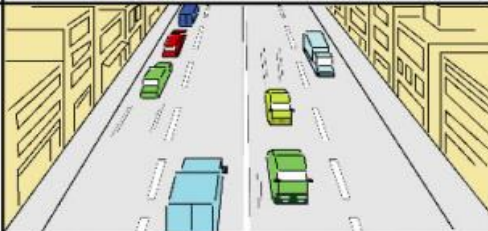
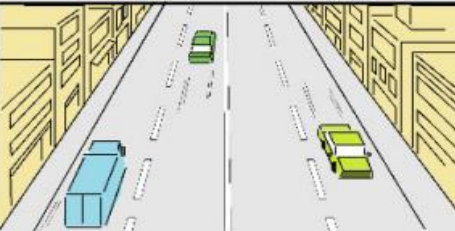
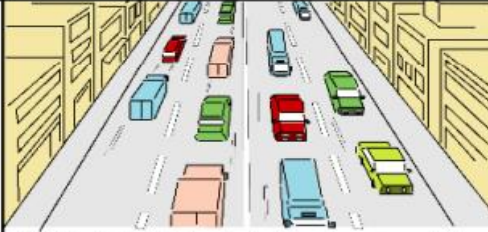
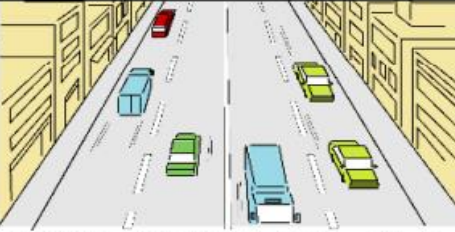
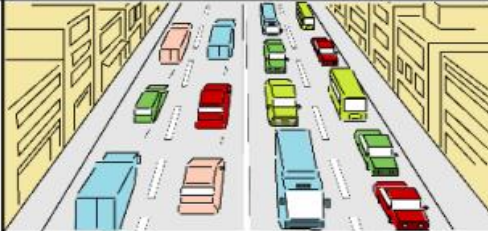





## 交通状況の解釈（引用：内閣府沖縄総合事務局ホームページ）

混雑度	交通状況の推定
1.0未満	昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。道路が混雑することなく円滑に通行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0～1.25	昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。
1.25～1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。
1.75以上	慢性的混雑状態を呈する。

資料：道路の交通容量（社団法人 日本道路協会、昭和 59 年 9 月）

混雑度	ピーク時 (朝夕等の交通量の多い時間帯)	平常時 (平均的な交通量の時間帯)
0.5	 数台の列になって走行することが多い。交通量が少ないためピーク時間にあっても平滑な走行ができる。	 閑散とした交通量であり、渋滞もなくスムーズな走行ができる。
1.0	 連続した車列ができるが、ノロノロすることなく走行することができる。	 走行車両の間隔が大きくスムーズに走行することができる。
1.5	 渋滞が生じ、ノロノロ運転が続き停止する回数が多い。また、信号を通過する時においても数回待ちとなる。	 渋滞は生じないが速度低下の状態となり、車群が出来やすくなる。

資料：建設白書（建設省、平成元年）



## 山間部での施設設置について

(整理番号⑤「最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性」関連)

### ◆彦名校区自治連合会からの質問（第3回意見調整委員会）

- 松江市、出雲市、倉吉、鳥取は一般廃棄物処理施設を山間部に設置されているが、その理由を考慮されたのか。



## ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 建設候補地の選定手法については、決められた方法が法令や国などが定める指針には無い。
- 各設置主体によって、これまでの経過（旧施設の近隣地）、地理的状況（圏域中心）、用地選定の結果を踏まえたもの（総合得点が高い等）など、それぞれの事情によって決められている。
- 鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、松江市、出雲市の焼却施設は、全て山間に立地している。その理由については、次ページのとおり。
- また、他市においては、以下のように平地に立地している例も多くある。

立地場所	臨海部の埋立地	平地
施設名	広島市中工場 ○廿日市エネルギークリーンセンター 岩国市サンライズクリーンセンター ○高砂市エコクリーンピアはりま	○武蔵野クリーンセンター 岡山市東部クリーンセンター 岡山市当新田環境センター 倉敷西部清掃施設組合清掃工場

○…組合が視察を行った施設

(参考) 近隣施設の候補地選定の方法

施設名	立地	候補地選定手法	選定理由等
東部広域リンピアいなば（鳥取県東部広域行政管理組合）	山間	組合が当初から1か所に絞込み	<p>（選定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の中心に位置し、収集運搬効率が高い。</li> <li>・なだらかな丘陵地で土地造成が容易</li> </ul>
ほうきりサイクルセンター（鳥取中部ふるさと広域連合）	山間	組合が当初から1か所に絞込み	<p>（選定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧施設と同一のエリアという理由で建設を地元にて要請し、決定した。</li> </ul>
エコクリーン松江（松江市）	山間	候補地選定 ・候補地抽出 ・絞込み	<p>（前提条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考エリアは松江市及び旧市町村、必要面積3ha（抽出地）18か所抽出</li> <li>・市街化区域、自然公園地域、主要道路までの距離1km以上でないこと</li> <li>・斜面勾配が急な地形でないこと</li> </ul> <p>（1次～2次選定）18か所→8か所→4か所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境（500m以内の家屋数・公共施設）、必要面積の満足、敷地形状の妥当性、周辺道路（取付道路の必要性）</li> <li>・敷地面積、概算工事費、用水供給量、収集運搬コスト、周辺環境への影響、埋蔵文化財調査（3次選定）比較評価</li> <li>・敷地面積の拡張性、用水利用、用地取得難易性、スケジュール影響、周辺環境（希少動物等）</li> </ul>
出雲エネルギーセンター（出雲市）	山間	候補地選定 ・候補地抽出 ・絞込み	<p>（候補地選定手順）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外地域の設定→建設可能地域の設定→この中から抽出→絞込み→順位付け（建設候補地抽出の考え方）</li> <li>・3ha以上、幹線道路からの距離が短いこと。</li> <li>・平野部（市街地周辺・農用地）は交通渋滞、環境影響、液状化などの理由から極力設置しない方針。（絞込み）15か所→3か所</li> <li>・人口重心、収集運搬効率、道路混雑度、貴重種の有無等を考慮（建設候補地の決定理由）</li> <li>・ほぼ全てが市有地、平坦地が多く施工しやすい、インフラ整備状況で優位、最も総得点が高い</li> </ul>



# 選定過程の透明性について

(整理番号⑩「最終候補地評価における相対評価の妥当性」関連)

## ◆彦名校区自治連合会からの質問

- 選定委員会の選定過程をチェックする機関がなく、ブラックボックスの中で選定が行われ、選定過程の透明性が確保されていないと考える。
- 組合議会における「ごみ処理施設等調査特別委員会」の役割は何か。  
また、選定委員会に対して何らかの権限を行使できるのか。

## 【選定過程の透明性について】

### ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 用地選定委員会は、組合の職員を中心に構成された内部調査委員会などとは異なり、組合からの独立性・中立性を確保された学識経験者などの第三者で構成する第三者委員会であり、その特徴を生かして、客観的な基準の下に透明性を確保し、合理的・客観的・専門的な視点から審議等が行われた。
- 用地選定委員会においては、組合情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行うときや、会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき以外の審議等を行うときは公開されている。また、会議内容については、組合情報公開条例の規定に基づき、適切に情報公開している。
- また、選定委員会の審議結果については、都度、議会に報告し、質問等に丁寧に回答している。
- したがって、選定委員会による選定過程における透明性は確保されていると考えている。

○鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条抜粋  
(実施機関の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

## 【ごみ処理施設等調査特別委員会の役割について】

### ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 地方自治法第109条の規定により、地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができるとされている。
- 本組合議会委員会条例において、議会の議決により特別委員会を設置できると規定されている。

○鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例抜粋  
(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、その必要がある場合において、議会の議決により置く。

- ごみ処理施設等調査特別委員会は、平成25年第4回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会（平成25年7月30日）において同委員会の設置が議決された。
- 同委員会の役割
  - ①ごみ処理施設の広域化に関する審議及び調査
  - ②エコスラグセンター及び最終処分場に関する審議及び調査

## 【ごみ処理施設等調査特別委員会の権限について】

### ◆鳥取県西部広域行政管理組合の見解

- 議会は、用地選定委員会に対し、以下の権限がある。

#### 調査権（100条）

執行機関の事務に関して議会が独自に調査を行う権限。調査に当たっては強制力が与えられ、議会は関係者の出頭や証言、記録の提出を求めることができる。

- その他にも地方自治法により議会には地方公共団体の長などの執行機関に対し、検査権等の権限が与えられている。
- ただし、用地選定委員会は、条例に基づき行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする目的で設置された自らの執行権を持たない附属機関であり、執行機関ではないことから、用地選定委員会に対しては、直接的にその権限は及ばない。